

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担等に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に基づき、県知事は、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告・措置することができる。入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①入院の勧告に関する事務(法第19条第1項又は第20条第1項、法第26条) ②入院の措置に関する事務(法第19条第3項又は第20条第2項、法第26条) ③費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第37条第1項、第37条の2第1項) ④療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第42条第1項)</p>
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、各保健所での管理台帳(Excel、紙ベース)
2. 特定個人情報ファイル名	
感染症37条及び37条の2受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表105の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2752)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考られる。

9. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	-----------------------------------	--	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考られる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 大分県福祉保健部健康対策課 ②所属長 健康対策課長 藤内 修二	①部署 大分県福祉保健部健康づくり支援課 ②所属長 健康づくり支援課長 藤内 修二	事後	組織再編
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部健康対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2663)	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2752)	事後	組織再編・人事異動
令和1年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2752)	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2679)	事後	人事異動
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書		新様式への変更		
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の5の6 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の6の4 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第14項及び第5条13項 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第20条第1項、第20条の3第1項	削除	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	I-5-①部署	大分県福祉保健部健康づくり支援課	大分県福祉保健部感染症対策課	事後	
令和5年5月30日	I-5-②所属長の役職名	健康づくり支援課長	課長	事後	
令和5年5月30日	I-8 連絡先	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁1 目番1号 電話番号:097-536-1111(内線2679)	大分県福祉保健部感染症対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁1 目番1号 電話番号:097-536-1111(内線2752)	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年5月30日	IV-2 いつ時点の計数か	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年12月26日	I-2 特定個人情報ファイル名	感染症37条及び37条の2受給者台帳 ※予定	感染症37条及び37条の2受給者台帳	事後	
令和7年12月26日	I-5 評価実施機関における担当部署	①部署 大分県福祉保健部感染症対策課課	①部署 大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課	事後	組織再編
令和7年12月26日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部健康対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2673)	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2679)	事後	組織再編
令和7年12月26日	I-3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の70の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第52条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表105の項	事後	
令和7年12月26日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の97の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	
令和7年12月26日	IV-8. 人手を介在させる作業	-	新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式への変更	事後	